

改正

平成20年9月4日規則第62号

令和2年3月31日規則第25号

令和4年3月31日規則第13号

松阪農業公園ベルファーム条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪農業公園ベルファーム条例（平成17年松阪市条例第192号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 松阪農業公園ベルファーム（以下「公園」という。）の施設の利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、公園の指定管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 匠の館 午前9時30分から午後8時30分まで
- (2) 観賞庭園及びゲートハウス 午前10時から午後7時まで  
ただし、11月から翌年3月までは、午前10時から午後5時まで
- (3) 食体験館 午前11時から午後9時まで
- (4) 学びの農場 午前9時30分から午後5時まで
- (5) 前各号に掲げる施設以外の公園の施設 午前9時30分から午後9時まで

(利用許可の申請)

第3条 条例第6条第1項の規定により、公園の施設の利用の許可を受けようとする者は、管理者に申請をしなければならない。

2 前項の申請期間は、利用しようとする日の3か月前（貸広場については、1年前）の同一日から当日までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第4条 管理者は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、許可をするものとする。

(利用の許可の取消し及び変更)

第5条 前条の利用の許可を受けた者が利用を取り消し、又は利用の許可の内容を変更しようとするときは、利用しようとする日から起算して7日前までに管理者に申請をしなければならない。

2 管理者は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、許可をするものとする。

(利用料金の減免)

第6条 条例第10条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、管理者に申請をしなければならない。ただし、管理者が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(利用料金の還付)

第7条 条例第11条ただし書の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、管理者に申請をしなければならない。ただし、管理者が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第8条 公園を利用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 公園施設の附属設備及び物品を損傷し、又は滅失しないこと。
- (3) 拡声機、ラジオ等により著しい騒音を発しないこと。
- (4) 許可を受けて利用したものについては、利用後に係員の点検を受けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第9条 公園を利用する者は、公園の施設、附属設備及び物品を損傷し、又は滅失したときは、その旨を管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月4日規則第62号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の農業公園ベルファーム条例施行規則(平成17年松阪市規則第182号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和2年3月31日規則第25号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の松阪農業公園ベルファーム条例施行規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免についてはなお従前の例による。